

第 1 回都幾川村・玉川村合併協議会

会 議 録

都幾川村・玉川村合併協議会

会 議 録

会 議 の 名 称		第 1 回都幾川村・玉川村合併協議会
開 催 日 時		平成 1 6 年 1 1 月 1 2 日（金） 開会 午後 2 時 0 0 分 閉会 午後 3 時 3 7 分
開 催 場 所		玉川村中央公民館 2 階講堂
議 長 氏 名		関口 定男
出席者及び欠席者氏名		別紙名簿のとおり
事 務 局 職 員 出 欠		別紙名簿のとおり
会 議 事 項	1 議 題 * 別紙資料のとおり	2 会 議 結 果 (1) 報 告 事 項 承認される (2) 協 議 事 項 決定される
会 議 の 経 過		別添のとおり
会 議 資 料	会議資料 席次表 2 村合併に関するアンケート（中間報告）	
そ の 他 の 必 要 事 項		
署 名		
署名委員 前 田 典 利		
署名委員 西 澤 明 彦		

都幾川村・玉川村合併協議会委員名簿			
委員区分	選 出	氏 名	出 欠
1号委員（村長）	都幾川村長	大 澤 堯	出 席
2号委員 （議長及び議員）	都幾川村議会議長	岩 田 鑑 郎	出 席
	都幾川村議会議員	田 中 旭	出 席
	都幾川村議会議員	岡 野 明 夫	出 席
	玉川村議会議長	前 田 典 利	出 席
	玉川村議会議員	浜 添 和 子	出 席
	玉川村議会議員	杉 田 哲 夫	出 席
3号委員 （助役及び教育長）	都幾川村助役	杉 田 齊	出 席
	都幾川村教育長	清 水 孝 一	出 席
	玉川村助役	山 口 芳 平	出 席
	玉川村教育長	野 口 昌 夫	出 席
4号委員 （学識経験を有する者）	都幾川村	西 澤 明 彦	出 席
		上 雅 子	出 席
		関 和 常 夫	欠 席
		山 口 博 司	出 席
	玉川村	高 柳 寛	出 席
		馬 場 功	出 席
		村 田 朝 子	出 席
		堀 口 一 敏	出 席
	埼玉県職員	野 本 壽 永	出 席

都幾川村・玉川村合併協議会事務局名簿		
担 当 名	氏 名	出 欠
事務局長	澁 澤 陽 平	出 席
総務班	清 水 健 治	出 席
	梅 沢 宜 之	出 席
計画調整班	小野田 隆	出 席
	荻久保 充 也	出 席

○司会

ただいまから第1回都幾川村・玉川村合併協議会を開会いたします。

本日は1回目でありますことから、恐縮でございますが、議事に入るまで多少お時間かかるかと思っております。よろしくお願いいたします。

なお、都幾川村4号委員の関和委員から、本日所用により欠席する旨の連絡がございましたので、ご報告いたします。

それでは、次第に従いまして、当協議会会長であります関口定男玉川村長から、開会に当たりましてごあいさつを申し上げます。

○会長

皆さん、こんにちは。ただいまご紹介をいただきました都幾川村・玉川村合併協議会の会長を仰せつかりました玉川村長の関口と申します。よろしくお願いいたします。

また、委員の皆さんにおかれましては、それぞれ大変お忙しいところをこの第1回の合併協議会にご出席をいただきまして、心から厚く御礼を申し上げたいと思います。

この合併につきましては、前回の3町3村のときにご出席の方、また今回初めて出席する方もおります。今回は都幾川村・玉川村合併協議会第1回目ということですので、ちょっと私の方から合併に関する歴史、経緯等を最初に皆さんにお話をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

そもそもこの合併につきましては、明治の合併、また昭和の合併、平成の合併と、皆さんご存じのようにいろいろ合併の話が出てきております。特にこの合併の中で明治の合併、このときに国の方から示された指針とありますが、それが3,000人規模で合併をなさいということで、当時都幾川村では9村、大附、関堀、瀬戸、田中、番匠、馬場、別所、本郷、桃木と、この9村が合併いたしまして明覚村というのができました。そして、雲河原村と西平村で合併して平村というのができました。そして、大野村と櫛平村、この二つが合併いたしまして大櫛村というのができました。当時この大櫛村は秩父郡に所属しておりました。

そして、玉川村は、これは明治22年に合併しておりますけれども、玉川につきましては郷ということになっておりました。玉川郷と田黒村、五明村、日影村と、この四つが合併いたしまして玉川村が発足いたしました。これが明治の大合併で、人口3,000人規模での合併です。これは小学校1校区ということですが、この合併をしております。

そして、昭和30年には明覚村と平村と大櫛村、この三つが合併いたしまして都幾川村として発足し誕生いたしました。これが昭和30年の合併です。ですから、都幾川村に関しましては、合併して今日まで49年間都幾川村としてやってきたわけであります。

玉川村におきましては、明治22年に先ほど言いました四つで合併して以来116年間合併をしないで

ここまで来ました。この合併につきましては、先ほど言いましたように明治の大合併、昭和の大合併とありますけれども、この間、国の方では合併特例法というのを昭和40年につくってあり、施行されております。このときも合併特例法ですから、ぜひもっと合併をして数を減らしたいというのが国の本音だと思いますけれども、先ほど言いましたように昭和の合併は8,000人規模、中学校1校区の合併で推移をしておりました。そして、この合併につきましては、なかなか合併特例法をつくっただけでは各市町村とも合併をしないということで、今度は国の方では法律を改正いたしまして、平成11年にその合併特例法の中に合併特例債、また議員の在任特例等、いろいろな優遇措置を設けるからぜひ合併をしてくれと、そんな中で平成11年に法律が改正されております。

我々がこの合併について真剣に考えるようになったのはいつごろかと申しますと、2年前ではないかと思います。それまでは合併については、昔の経緯等聞いておりましたから、これからも先いつかは合併しなくてはいけないのではないかなと、そんな思い、そんな気持ちはありました。しかし、なかなかいざとなると合併については前に出ない。そんな中で平成11年の改正によりまして、大変各市町村財政が厳しい中、やはりここは一番、特例法の期限内で合併をしなくてはいけないのではないかと、そんな形で全国で、合併ということで話が出てきました。現在3,218の市町村の中で、特に1万人以下の小規模町村というのが1,500余りあります。国の方とすると、その小さいところをターゲットに、もう少し大きくなって財政的にも少しスリム化してほしいと、そんな国の方の考えもあるようであります。

そんな中で、この比企地域に関しましては八つの市町村で、この際合併特例債を借りられるこの合併特例法の期限内で八つで合併しようかという話が昨年ありました。そうした中で、やはり八つというのはなかなか難しいなというのを感じたのですが、法定協議会に入る前に解散になってしまいました。しかし、我々小さい町村にいたしますと、このままではしょうがないのではないかなと思っておりました。そんなときに今度は衛生組合範囲、3町3村で合併したらどうかという話が出ました。さっき申し上げました八つというのは何が根拠であるかといいますと、消防と一緒にやっております。比企広域消防を八つの町村の構成でやっております。そんな中で八つの市町村でやろうという話があったわけです。そして、3町3村というのは、し尿処理、焼却場、そうした衛生組合の中の合併ということを目指して、法定協は立ち上がりました。8回の合併の協議会等を行いました。そんな中、滑川町で住民投票が行われまして、解散と。滑川の住民とすると、3町3村の合併でなくて東松山市と合併をしたいという意向が強いということで解散になりました。先ほど言いましたけれども、都幾川村、玉川村にとりましては、やはり人口が1万人以下というのは、非常に今回の国の方の指針等見てもハンデがあります。ですから、私も首長として一番今回の合併で破綻して困ったなと思ったのは、都幾川の村長の大澤さんであるし、玉川の村長の私でもあります。

そんな中で、今回やはり住民の将来、地域の将来を考えたときに、どういう方向を我々は選ぶべきかというときに、先ほど言いました1万人をまずクリアすると。それはただ数の問題ではなくて、財

政の問題、少子高齢化が進んできた、これからももっと進むでしょう。そんな中、やはり自分たちの自治体をしっかりした自治体にしないといけない。そんな思いが大澤村長さんと私にありました。そして、今回都幾川と玉川でぜひこの合併特例法の期限内で何とか合併をして、今の住民に対する住民サービス、この低下を防ぐ。それには独立でやっていくよりも、やはりこの2村で合併をした方がいいのではないかと、そんな話を2人でいたしました。特にこの2村の合併につきましては、水道企業団というのがあります。この水道企業団は昭和44年に発足をしております。現在35年間都幾川村と玉川村で水の供給について一緒にやってきました。

また、皆さん、窓から見るとわかるのですが、この玉川村の役場の本当にすぐ、200メートル、300メートル先は都幾川村の番匠という地域であります。先ほど言いました昭和の合併のときも、明覚地区とこの玉川、合併をしようかと、そんな話もありました。昭和30年のことですので、私どもまだ小さいので、後でいろいろな話を聞いただけなんですけれども、そのときはなかなかうまく事が運ばずに、そのときは玉川だけ独立になってしまったと、そういう経緯等も聞いております。

そんな中で、今回都幾川と玉川が一緒になって1万4,000人の町をつくろうと。そして、財政のスリム化を図って、住民の皆さんにしっかりと今までのサービス水準を落とさずに、できればもっとサービス水準を上げていくと、そんなまちづくりをやっていききたい、そんな話を大澤村長さんともいたしました。現実の問題として、特に我々行政を預かる者として、先ほど言いましたお互い1万人の問題もあります。10月18日に皆さんのところにアンケート調査を出しました。その中にも書きましたが、これは両村長名で、大澤さん、私も同じ思いで皆さんに訴えました。その中で特にリーダーとして危惧するのは交付税の削減です。私の村の話しになりますけれども、私は平成11年にこの玉川村の村長に就任いたしました。そのときは地方交付税が、この玉川村にも8億円ぐらい来ました。平成16年度の予算編成をするときに、国の方からの交付税がどのくらいかということでやったときに愕然としたのですが、玉川村の交付税の割り当てが4億6,000万と、非常に少なくなっております。そんな中でそれぞれの村の運営をやっていかななくてはならない。都幾川村でも同じだと思います。相当交付税が減ってきております。やはり先を見ると合併をしなくてはやっていけないのではないかと思います。

また、合併特例債の問題もあります。これは一概に合併特例債についてはいい、悪い、いろんな問題、いろんな話があります。しかし、現実の問題とすると、仮に1,000万円の事業をするときに950万円借り入れができて、その70%を交付税で見ると。平たく言えばそういう借金というのはめったにある話ではありませんし、国とすると、それをある面ではあめと言っていますけれども、それで合併をしなさいという話になりますが、その70%を後で交付税算入というのは、はっきり申し上げまして、そんなに当てになるものではないのではないかなと思います。それは実際私も6年間村長をやってみて、国の方でのそうした話というのは、言ったよりも多くは絶対なりません。必ず減ってきます。ですから、この特例債に関しましても目いっぱい借りてどうのというのではなくて、やはり必要

最小限で、やらなくてはならない事業については、この特例債を借りてやっていく、そういう面では、今回の合併はチャンスではないかなと思います。都幾川と玉川にとってこの合併をして特例債を有効に使って、やはり先ほど言いましたように玉川村は116年間、都幾川村も約50年近い歴史の中で、相当道路、また水道等も傷んできております。そうした特例債を有効に利用しながら、やはりインフラ整備をここでしっかりしていくことが、両村にとって特例債の意義があるのではないかなと思います。そんな観点から、今回都幾川村と玉川村の合併を推進するということで、大澤村長さんとも合意をいたしました。

目的はどこにあるかという、これは当然住民サービス、これの維持また向上のために合併をするということでありますので、ご理解をいただきたいと思います。そして、両村の議会におきまして、10月25日にそれぞれ議員さんには大所高所からご議論いただき、そして、ぜひこの2村の合併に向けての合併協議会の設置をするということで議決をいただきました。今回大澤村長さんにとっても私にとっても、また議会にとっても住民のサービスを第一に考えたときに、住民の皆さんにもご理解をいただいて、何とかこの合併をまとめなくてはいけないなと強く感じているところであります。そして、この合併をして、都幾川と玉川で合併してよかったなと、そういうふうに住民の皆さんから言われるようなまちづくりをしていく。そのために各委員さんには、今回都幾川・玉川合併協議会でぜひそうしたすばらしいまちづくりの基本をつくっていただくご熱心な議論、またご協力をお願いしたいと思います。

話が長くなって申しわけありません、それから合併重点支援地域の指定につきましてですが、都幾川の大澤村長さんと私で、過日埼玉県の上田知事のところに合併重点支援地域の指定をお願いに行ってまいりました。このほど11月8日付でこの決定をいただきました。ここにあるこの書類が、埼玉県知事上田清司様より届きました合併重点支援地域の指定という書類でありますので、ここに皆さんにお見せします。こうすることで県の方も支援をしてくれるということで決定いたしましたので、ご報告を申し上げます。

先ほども言いましたように、この合併はぜひとも成功させたいと、私どもも強い意思を持っております。ぜひ成功するように、皆様のご尽力を重ねてお願い申し上げましてごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○司会

ありがとうございました。

続きまして、副会長でございます大澤堯都幾川村長からごあいさつを申し上げます。

○副会長

皆さん、こんにちは。今会長をお願いいたしました関口玉川村長が言われた経過並びに思いも同じでありますけれども、私の方からもお願いを込めまして、また自分の思いを入れて若干あいさつさせていただきます。

私は基本的には比企は一つということで、いつもどの会場でもそういう発言をしてまいりました。そして、それぞれの地域の自治体のいいところをもっと伸ばして、それを結びつけて、そして一つの住民自治のエリアを決めていくというのが自分の基本姿勢で、そういうふうな考えを持っておりましたものですから、一番最初の比企が始まる前に、玉川の村長にも一番早い時期だったですけれども、何とか二つで合併して理想的ないい地方の田舎の都市をつくっていいこうではないかというような提案をしたのですけれども、そのときにはなかなか思いが通じず今日になってしまったわけですが、そういう意味では私個人とすると一番いい選択を協議できるのかなと、こんなふうに思っております。そういう意味でこの合併協議会は大いに期待をしておりますし、なおかつ合併して新しい本当に身近な素晴らしい田舎のあるいは都市的な町をぜひつくり上げてほしいと、こんなふうに思っております。そういうことで、今までいろんな合併が崩れましたけれども、だからこそ今日お集まりの委員さんの皆様方、そして村民あるいは役場の職員一丸となって、ぜひそういう町をつくって初めて評価をしてほしいというふうに思っております。

若干具体的な話をしますと、先ほど村長さんにも私は言ったのですけれども、例えば学校については学区制を廃止して、身近なところに自分で選択して行けるようにしようではないかと、あるいは今公共施設いっぱいありますけれども、お互いに利用し合うことによって非常に効率も上がってきますし、そういう面での投資的な経費もかからない。あるいは路線バスについても村内循環あるいは地域循環あるいは越生あるいは森林公園に直通バスを出してもいいのではないかとというような具体的な話もいたしました。これからはそういう意味で新しい合併をするときに、そこまで考えてやはり議論をして、そして評価をいただくというのが私は正しいのではないかなと、こんなふうに思っております。そういう意味で、ぜひとも今回の合併につきましては、私も関口さんと同じように、自分の体をかけてぜひこの合併は成し遂げたいというふうに思っていますので、ぜひ遠慮なく大いに議論していただいて、素晴らしい合併を成し遂げて、そして最後に村民から評価していただきたいと、こんなふうに思っております。

そういう意味で、これから人が地域あるいは自分の住む町を選ぶ時代になると思います。経済も決してよくはないというふうに思っていますけれども、だからこそ原点に戻ってこの2村の合併を成し遂げるために、今日お集まりいただきましたうちの委員さんも、全部ずっとかかわってきた人に残っていただきました。遠慮された方もいたのですけれども、最後まで仕上げて、そして一緒になってこの合併を成功させようという思いで来ましたものですから、ぜひともそういう意味で我々首長も本当に全身全霊を傾注して頑張りたいと思いますので、重ねて皆様方のご支援とご協力と厳しいご意見をお願いいたしまして、簡単ですけれども、副会長としてのあいさつにさせていただきます。

よろしくお願いします。

○司会

ありがとうございました。

次に、委嘱状の交付でございます。都幾川村 4 号委員の西澤明彦様、玉川村 4 号委員の高柳寛様に委員を代表していただき、関口会長から委嘱状を交付させていただきます。

なお、それ以外の委員の皆様への委嘱状につきましては、まことに恐縮でございますが、机の上に置かせていただいております。時間の関係もあり、また協議事項も多いということからご了承いただきたいと思います。

それでは、委嘱状の交付をお願いいたします。

○会長

委嘱状、西澤明彦様。都幾川村・玉川村合併協議会委員を委嘱します。任期は、本協議会廃止の日までとします。平成16年11月1日、都幾川村・玉川村合併協議会会長、関口定男。よろしくお願いします。

委嘱状、高柳寛様。都幾川村・玉川村合併協議会委員を委嘱します。任期は、本協議会廃止の日までとします。平成16年11月1日、都幾川村・玉川村合併協議会会長、関口定男。よろしくお願いします。

○司会

ありがとうございました。

本日は最初の会議でございますので、恐れ入りますが、委員の皆様にはその場で結構でございますので、自己紹介をお願いしたいと存じます。

なお、会長の関口玉川村長、副会長の大澤都幾川村長にはただいまごあいさつを申し上げましたので、自己紹介は割愛させていただきます。

それでは、お配りしてあります席次表の順に、都幾川村 4 号委員の西澤委員、上委員という順番で順次お願いいたします。

○委員

皆さん、こんにちは。ただいま委嘱状をいただきました都幾川村 4 号委員の西澤と申します。よろしくお願いします。

○委員

同じく都幾川村4号委員の上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員

都幾川村4号委員の山口といいます。よろしくお願いいたします。

○委員

都幾川村2号委員の岩田でございます。よろしくお願いいたします。

○委員

都幾川村2号委員の田中です。よろしくお願いいたします。

○委員

同じく都幾川村2号委員の岡野でございます。よろしくお願いいたします。

○委員

都幾川村3号委員の清水でございます。よろしくお願いいたします。

○委員

都幾川村3号委員の杉田でございます。あわせて合併協の幹事会の幹事長ということで仰せつかっております。よろしくお願いいたします。

○委員

共通4号委員の野本でございます。よろしくお願いいたします。

○委員

玉川村3号委員の山口でございます。なお、当協議会の幹事会の副幹事長をさせていただいております。玉川村の助役の山口です。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員

玉川村3号委員の野口でございます。よろしくどうぞ。

○委員

こんにちは。同じく玉川村2号委員の杉田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員

玉川村2号委員の浜添でございます。よろしくお願いいたします。

○委員

皆さん、こんにちは。2号委員の玉川村選出の前田と申します。よろしくお願いいたします。

○委員

皆さん、こんにちは。4号委員ということでお世話になります堀口と申します。現在玉川消防団長としてお世話になってはいますが、よろしくお願いいたします。

○委員

玉川村4号委員の村田でございます。私は初めて参加しました。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員

こんにちは。4号委員の馬場と申します。よろしくお願いいたします。

○委員

4号委員としてお世話になることになりました高柳でございます。私は都幾川さんにつきましては直売所や、いろいろな親類づき合いさせていただいております。今後ともよろしくひとつお願いしたいと思います。

○司会

ありがとうございました。

次に、合併協議会幹事会の幹事をご紹介します。後ほど報告事項の中でもご報告させていただきたいと考えておりますが、都幾川村・玉川村合併協議会規約第10条を受けました都幾川村・玉川村合併協議会幹事会規程によりまして、過日協議会の下部組織といたしまして幹事会を設置しております。幹事会のメンバーは資料の45ページ、こちらにございますように都幾川村、玉川村の助役、収入役、合併担当課長等10名で構成をしております。

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。資料の45ページをごらんいただきたいと思います。申し遅れましたが、私は本日の進行を務めさせていただきます事務局長として埼玉県が

ら派遣されております澁澤と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、職員各自自己紹介をさせていただきます。

○事務局

事務局の総務班を担当いたします都幾川村から来ております清水と申します。よろしくお願い致します。

○事務局

事務局の総務班を担当しております玉川村役場の方から来ております梅沢でございます。よろしくお願い致します。

○事務局

事務局の計画調整を担当させていただきます玉川村の小野田と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局

同じく計画調整班を担当いたします都幾川村の荻久保です。よろしくお願い致します。

○司会

以上5名で対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、大変お待たせいたしました。これより議事に入らせていただきます。

会議の議長は、都幾川村・玉川村合併協議会規約第9条第2項の規定によりまして、会長がこれに当たることとなっておりますので、関口会長に議事の進行をお願いいたします。

○会長

それでは、皆さんに議事に入る前に、もう一点ちょっとご報告をしたいと思います。

先ほど言いましたアンケートなのですが、これが11月11日現在のアンケートのまた詳しい内容につきましては後ほど言いますけれども、都幾川村では「賛成」、「どちらかといえば賛成」を含めると82%、玉川村では「賛成」、「どちらかといえば賛成」を入れますと66%、こうした回答率になっておりますので、ご報告を申し上げます。

それでは、規約に基づきまして議長を務めさせていただきます。会議がスムーズに運営できますように、皆様のご協力をお願い申し上げます。

まず、会議の成立の関係でございますが、本日の出席者は21名中20名でございます。本協議会規約

第9条第1項に規定する過半数に達しておりますので、本日の会議は成立要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それから、本日の会議につきましては、本日ご協議をいただく本協議会の会議運営規程に準じて、傍聴定員30名により進行してまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。まず、お手元にあります(1)、報告事項でございますが、報告第1号から報告第5号につきましては関連がございますので、一括してご報告を申し上げます。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長

それでは、報告第1号 都幾川村・玉川村合併協議会規約の制定についてご説明いたします。

資料の1ページをごらんいただきたいと思います。この規約は、去る10月25日、都幾川村、玉川村それぞれの議会の議決を経た規約でございます。全部で17条で構成されております。地方自治法で定めた協議会規約に規定すべき事項をすべて盛り込んだ内容となっております。主な点のみご説明いたします。

第2条、協議会の名称でございますが、都幾川村・玉川村合併協議会と定めてございます。

第3条、協議会の担任する事務でございますが、1号は2村の合併に関する協議でございます。合併の方式、合併の期日、新町の名称、新町の事務所の位置といった基本的な協定項目を初めといたしまして、各種事務事業の協定項目を協議するものでございます。

第2号は、合併特例法第5条に基づく新町建設計画の作成でございます。新町の建設の基本方針、根幹となる事業、財政計画などに関する計画の作成でございます。

第4条は、協議会の事務所の位置について、また第5条は協議会の組織についての規定でございます。

第6条、協議会の会長及び副会長の選任方法等についての規定でございますが、2村の長の協議によりまして、会長に関口玉川村長が、また副会長に大澤都幾川村長が選任されております。

第7条は、幹事の選任方法について、また第8条は協議会の会議の招集方法等についての規定でございます。

第9条、会議の運営方法についての規定でございますが、第3項の会長が会議に諮り別に定めることとされております会議の運営に必要な事項につきましては、本日協議第1号としてお諮りさせていただき予定でございます。

次に、第10条から第14条は、幹事会、事務局、経費、財務等に関する規定でございます。会長が別に定めることとされております事項につきましては、本日報告第2号、第3号、第4号としてこの後ご報告させていただきます。

また、第15条は委員及び監事の報酬及び費用弁償についての規定でございますが、会長が会議に諮り別に定めることとされております報酬及び費用弁償の額並びに支給方法につきましては、本日協議第2号としてお諮りさせていただく予定でございます。

次に、報告第2号 都幾川村・玉川村合併協議会幹事会規程の制定についてご説明いたします。資料の3ページをごらんいただきたいと思います。

第2条、幹事会の所掌事務でございますが、協議会に提案する事項の協議、調整が主なものでございます。

第3条、組織でございますが、45ページの幹事会名簿のとおりでございます。11月4日に第1回幹事会、昨日第2回幹事会を開催いたしまして、本日の資料等につきましても調整をいただいたところでございます。

なお、幹事の互選により、幹事長には都幾川村の杉田助役が、また副幹事長には玉川村の山口助役が選出されております。

次に、報告第3号 都幾川村・玉川村合併協議会事務局規程の制定についてご説明いたします。資料の4ページをごらんいただきたいと思います。

第2条、所掌事務でございますが、4点規定しております。1号、協議会の会議に関すること。2号、協議会の協議資料の作成に関すること。3号、協議会の庶務に関すること。4号、その他協議会の運営に関し必要な事項とありますように、本日の会議を初め協議会全般について担当させていただくことになっております。

第3条、組織でございますが、分掌事務は別表1のとおりとありますように6ページをごらんいただきたいと思います。事務局は総務班、計画調整班の2班体制で事務を進めておりますが、その班ごとの担当事務がこちらに規定されております。各委員の皆様におかれましては、事務局の各班がどんなことを担当しておるのかご承知おきいただければと存じます。

次に、報告第4号 都幾川村・玉川村合併協議会財務規程の制定についてご説明いたします。資料の8ページをごらんいただきたいと思います。

この規定は、本協議会の財務に関し必要な事項を定めるとしてあります。特に重要な事項といたしまして、予算、予算の補正、決算に関しましては第2条第2項、第3条第1項及び第8条第1項の規定にありますように、協議会の承認を得ることとなっております。したがって、これらの事項につきましては、今後協議事項として協議会に諮っていくこととなります。

次に、報告第5号 都幾川村・玉川村合併協議会設置に関する協議書等についてご説明いたします。資料の11ページをごらんいただきたいと思います。

まず、都幾川村・玉川村合併協議会設置に関する協議書でございますが、これは協議会は議会の議決を経て関係市町村が協議により規約を定め設置すると地方自治法に定められておりまして、この協議の成立を証するために両村で取り交わしたものでございます。

なお、別紙規約は資料の１ページ、２ページにある規約と同じものでございますので、添付は省略させていただきます。

次に、資料12ページ、都幾川村・玉川村合併協議会規約に関する協議書でございますが、これは名称に「規約に関する」とありますように、規約に基づきまして都幾川村、玉川村で協議して定める事項を協議書として両村で取り交わしたものでございます。主な内容は、１で学識経験を有する者。２で会長は玉川村長とし、副会長は都幾川村長とすること。３で幹事に両村の代表監査委員を選任すること。４で従事する事務局職員などを定めております。

次に、資料の14ページ、都幾川村・玉川村合併協議会委員の身分等の取扱いに関する協議書でございますが、この協議書第１条で、当該委員は協議会委員の委嘱をもって、当該委員を指名した村長が属する村の非常勤職員に任命されたものとみなすと規定しております。１号委員から３号委員までの皆様は、それぞれ首長、議員、助役及び教育長でございますから、もともと公務災害の適用を受けているわけでございます。４号委員の皆様につきましては、特にこの協議書を交わすことによりまして、この協議会にかかわる活動をしていただいたときに万が一の事故があったときに、公務災害の適用が受けられるようにということで取り交わしたものでございます。

報告第１号から報告第５号までの説明は、以上でございます。

○会長

ただいまの報告第１号から報告第５号につきまして、皆様からご質問がございましたらお願いをいたします。

ありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、報告第１号から第５号につきましては承認いただくことに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

報告第１号から報告第５号につきましては、報告のとおり承認されました。

次に、（２）協議事項でございますが、まず協議第１号 都幾川村・玉川村合併協議会会議運営規程、協議第２号 都幾川村・玉川村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程につきまして、一括して協議をお願いいたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長

それでは、協議第1号 都幾川村・玉川村合併協議会会議運営規程についてご説明いたします。資料の16ページ、別紙をごらんいただきたいと思います。存じます。

第1条は、見出しのとおり趣旨規定でございます。

第4条の表決でございますが、本来協議会は議決機関ではありませんので、全会一致が基本でございますが、時間等の制約がある中で進めていくためには、一定のところで結論を出す必要がございます。そこで、ただし書きで出席委員の3分の2以上の賛成をもって決定すると規定しております。

第5条は、会議録の作成に関する規定でございます。会議録は、録音に基づきまして全文記録する考え方でございます。

なお、第3項の会議録署名人の指名につきましては、20ページ、こちらにございますような考え方で運用したいと考えております。

第6条は、その確定した会議録の公開についての規定でございます。公開の場所につきましては、都幾川村、玉川村それぞれの役場内に1カ所ずつ設ける予定でございます。

第7条は、会議の公開についての規定でございますが、原則として公開することとしております。

第8条は、傍聴者の定員等でございますが、一般傍聴者の定員は原則として30人以内としております。

第9条は、傍聴の手続でございますが、受付は会議開催予定時刻の30分前から先着順といたしております。なお、書式関係が18ページ、19ページにございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。存じます。

第10条は、傍聴席に入ることができない者の、また第11条から第14条につきましては、傍聴人の方に守っていただくべき関係の規定でございます。

次に、協議第2号 都幾川村・玉川村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程についてご説明いたします。資料の21ページをごらんいただきたいと思います。存じます。

第2条は、委員の皆様の報酬を日額5,600円と定めるものでございます。

なお、ただし書で1号委員から3号委員及び4号委員のうち埼玉県職員から選任された委員につきましては、支給しないこととしております。

第3条は、第1項で委員の皆様が会議に出席したときの費用弁償を日額2,200円と定めるものでございます。

なお、ただし書で1号委員、3号委員及び4号委員のうち埼玉県職員から選任された委員については、支給しないこととしております。

協議第1号、協議第2号につきましては、以上でございます。

○会長

ただいまの協議第1号及び協議第2号につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

はい、どうぞ。

○委員

これは協議会の規程ですから、これが対象になるかどうか分からないのですけれども、幹事会は公開の対象にするのでしょうか。

○会長

では、委員さんの質問に対して局長の方から答弁してください。

○事務局長

こちらにつきましては資料の5ページ、第9条関係をごらんいただきたいと思います。幹事会の文書、幹事会も協議会の下部組織でございますので、協議会が保有する情報ということになるかと思えます。したがって、事務局規程第9条の規定によりまして、協議会が保有する情報の公開につきましては、会長の属する村の情報公開の取扱いの例によるということでございまして、特にプライバシーに係る部分等を除きますと、原則公開ということになるかと存じます。

○会長

よろしいですか。はい、どうぞ。

○委員

これは協議会の情報の公開ですよね。幹事会そのものの公開云々の規程は、ここに規定するような規程はないですよね。

○会長

局長、もう一回。

○事務局長

会議の運営に関する事項につきましては、会長が別に定めるということになっております。幹事会の公開等については、特に規程は定めてございませんので、必要であれば別途定めるということになるかと思えます。

○会長
委員。

○委員
そうすると、申し出があった場合に検討するということですか。

○会長
はい、どうぞ。局長。

○事務局長
申し出がなくとも、幹事会の公開等については別途検討したいというふうに考えております。

○委員
わかりました。

○会長
ほかに何かございますか。よろしいですか。
〔「なし」と言う人あり〕

○会長
それでは、お諮りいたします。
協議第 1 号及び協議第 2 号につきまして、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長
ありがとうございます。
協議第 1 号及び協議第 2 号につきましては、原案のとおり決定されました。
なお、ただいまご決定いただきました協議第 1 号、会議運営規程第 5 条第 3 項に基づきます会議録署名人の指名でございますが、資料の 20 ページの例によりまして、1 回の協議会開催につき 2 名の委員さんをお願いしたいと思います。
本日の協議会の会議録署名人につきましては、玉川村の 2 号委員、前田典利委員、都幾川村の 4 号委員、西澤明彦委員をお願いいたします。お二人におかれましては、よろしくお願いいたします。

それでは、ここでもう１時間ほど立ちますので、暫時休憩をしたいと思います。10分ほど休憩をとりたいと思います。３時５分から始めたいと思いますので、よろしくお願いします。

（休憩 午後 ２時５２分）

（再開 午後 ３時０４分）

○会長

それでは、時間になりましたので、再開したいと思います。

再開の前に、先ほどの委員さんの質問に対し、事務局の方から再度お答えをしたいという話がありますので、事務局の方でお願いします。

○事務局長

委員さんから幹事会の会議の公開についての質問がございましたが、幹事会の開催の事前周知が困難であること、あるいは原則公開を前提といたしますと、会場の確保が困難となるということになりまして議事運営に支障を来すと、こういったようなことも予想されますので、原則幹事会につきましては公開としないということで進めさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご了解賜りたいと存じます。

○会長

それでは、協議第３号 平成16年度都幾川村・玉川村合併協議会事業計画について、協議第４号 平成16年度都幾川村・玉川村合併協議会予算について、一括上程をいたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局長

それでは、資料の22ページ、協議第３号 平成16年度都幾川村・玉川村合併協議会事業計画についてと、24ページ、協議第４号 平成16年度都幾川村・玉川村合併協議会予算について、一括して説明させていただきます。

まず、この事業計画でございますが、その前に資料の23ページをごらんいただきたいと思います。合併協議会参考スケジュールということで、非常にラフなものでございますが、大まかなスケジュールを上げさせていただいております。この協議会の事業計画を決めるに当たりまして、合併の時期をいつにするかということが必要になってまいります。この合併の時期につきましては、まだ具体的な形でこの協議会におきまして審議、協議をされておられないわけでございますけれども、現行の合併特例法における財政支援措置、これを最大限に活用すべく、平成17年３月末までの県への合併申請、平成18年２月に合併ということで作成をしております。電算システム改修作業の進捗状況あるいは新町

議会の議会日程によっては、1月合併あるいは3月合併ということもあろうかと思いますが、いずれにしても現行の合併特例法における財政支援措置、これを最大限に活用するためには、平成17年3月末までの県への合併申請が必要でございます。

その後の予定としては、6月定例会になろうかと思いますが、埼玉県議会での議決をお願いいたしまして、県知事から総務大臣への届け出、官報による告示を経まして新町の誕生ということになろうかと思います。

そういたしますと、23ページの合併協議会参考スケジュールにも書いてございますように、合併協議会といたしましては3月の県への合併申請に先立って合併協定項目の検討、調整あるいは新町建設計画の策定、事務事業の調整、町制施行の事前協議、情報提供というような一連の作業あるいは事務手続が出てこようかと思います。遅くとも平成17年3月には合併協定書の調印、各村議会での合併の議決が必要となってまいります。このようなことを踏まえまして作成したのが、資料22ページの平成16年度都幾川村・玉川村合併協議会事業計画でございます。以下、順次事業計画の概要を説明させていただきます。

まず、1番目の協議会の開催でございますが、基本的には月2回程度開催させていただきたいと考えております。

なお、合併協議の内容といたしましては、新町建設計画あるいは合併協定項目など数多くの協議内容がございますが、それらにつきまして事務レベルでの作業の進捗に合わせまして順次協議をお願いすることになります。

次に、2番目の協議会だよりの発行でございますが、月1回程度の発行を予定しております。

3番目が協議会ホームページの開設、運営でございますが、紙ベースでの協議会だよりの発行が月1回程度の発行でございますので、これを補完する意味で随時更新したいと考えております。また、本協議会の会議録及び会議資料も掲載したいと考えております。

4番目が新町建設計画の策定でございますが、合併後の新町のマスタープランとしての役割を果たすものが新町建設計画でございます。詳細につきましては、資料38ページの協議第9号、こちらの方で説明させていただきますが、両村の総合振興計画との整合性を図りながら策定したいと考えております。

5番目が事務事業一元化業務でございますが、都幾川村、玉川村それぞれの事務事業につきまして統合ないし再編していこうというものでございます。

6番目が県への合併申請、7番目が関係機関との連絡調整でございます。

以上が協議第3号 平成16年度都幾川村・玉川村合併協議会事業計画についての概要でございます。

続きまして、資料24ページ、協議第4号 平成16年度都幾川村・玉川村合併協議会予算についてご説明いたします。

まず、歳入でございますが、1 款の負担金といたしまして1,400万円を計上しております。都幾川村、玉川村とも均等に700万円ずつの負担でございます。

次に、2 款の諸収入といたしまして、預金利子として1,000円を見込んでございます。

以上、歳入合計といたしまして1,400万1,000円でございます。

次に、歳出でございますが、25ページをごらんいただきたいと存じます。1 款の運営費でございますが、625万8,000円でございます。主な内訳といたしましては、会議費といたしまして協議会委員の報酬及び費用弁償、会議録作成に要する手数料など計243万9,000円。事務費といたしまして事務局職員の旅費、事務機器の使用料など計381万9,000円でございます。

次に、2 款の事業費でございますが、計745万円でございます。主な内訳といたしましては、新町建設計画概要版の印刷製本費、条例、規則等の例規整備、新町建設計画策定、ホームページ作成に要する委託料等でございます。

また、3 款予備費といたしまして29万3,000円を計上しております。

以上、歳出合計といたしまして1,400万1,000円でございます。

協議第3号及び協議第4号につきましては、以上でございます。

○会長

ただいまの協議第3号及び協議第4号につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

ありますか。よろしいですか。はい、どうぞ。

○委員

23ページの合併協議会参考スケジュールなのですが、新町の誕生が18年の2月、これはあくまで参考ですから、決定ではないと思いますので、かなり流動的だとは思いますが、18年度は新町の予算になるわけですね。そうすると、前年の17年の11月ごろから来年度の予算というのは検討され始めると思うのです。だとすると、この時期が非常に微妙かなというふうに思うのですが、3月の今の通常ですと定例会で予算を審議すると思うのですが、そのときの新しい町長との関係でだれが主体になって予算を組んで、新町の予算の説明というか審議というのはだれが主体になってやるのかなと思うのですが、微妙な時期かなというふうに思うのですが、10月ごろの新町の誕生であれば、私の思い違いがあるかもしれませんが、どうかと思うのですが、その辺はだれが主体になってこの予算を立てていくのかなと思うのですが。

○会長

局長の方でお答えします。

○事務局長

まず、18年2月新設合併を前提に考えますと、17年度予算2月分と3月分が残っておるわけですが、こちらにつきましては新町誕生後在任特例等使いませんと、長、議員とも失職いたしますので、これにつきましては町長職務執行者、こちらの専決処分という形になろうかと思います。ただ、その前提といたしまして、両村の財政担当課で、その予算案等につきましては十分すり合わせを行った上で専決処分を行っていただくと、このような形になろうかと思います。

また、18年度予算につきましては、18年2月1日の新設合併を前提と考えますと、合併後50日以内に設置選挙を行うこととなります。したがって、17年度中に新しい町長、議会議員が選出されるということになろうかと思いますので、3月議会において新しい町長、新しい議会議員によって平成18年度予算は審議されると、このような形になろうかと思います。

○会長

よろしいですか。結局今回ではなくて次回になるかと思うのですけれども、議員の在任特例等の問題等もあると思いますけれども、また選挙をどの時期にやるかというのも絡んでくると思います。この問題につきましては、今回は18年の2月前後、1月、2月、3月ごろに新町誕生ということで一応うたっておりますけれども、この辺はまたこれから協議をしていかなくてもならない内容だと思います。よろしいですか。

○委員

わかりました。

○会長

その他何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

協議第3号及び協議第4号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

協議第3号及び協議第4号につきましては、原案のとおり決定されました。

続きまして、協議第5号 都幾川村・玉川村合併協議会協定項目について、協議第6号 合併協定項目の協議方針について、関連がございますので、これも一括協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長

それでは、協議第5号 都幾川村・玉川村合併協議会協定項目についてご説明いたします。

資料の27ページをごらんいただきたいと思います。27ページから31ページにかけて合計50項目ございます。この協定項目は、今後この協議会におきましてどのような協定項目について協議していくかにつきまして設定したものでございます。市町村の合併の特例に関する法律では、市町村の合併をしようとする市町村は、合併市町村の建設計画やその他合併に関する協議をすることとなっております。本協議会におきましても、新町建設計画を含め50項目を合併協定項目とし、本日の第1回協議会から順次提案し協議をお願いするものでございます。

合併協定項目は、基本的な協定項目、合併特例法に規定されている協定項目、その他の協定項目に分類し設定してございます。基本的な協定項目といたしまして、1番、合併の方式、2番、合併の期日、3番、新町の名称、4番、新町の事務所の位置でございます。

2、合併特例法に規定されている協定項目といたしましては、5番、新町建設計画、6番、地域自治組織の取扱い、7番、議会の議員の定数及び任期の取扱い、8番、農業委員会委員の定数及び任期の取扱い、9番、一般職の職員の身分の取扱い、10番、地方税の取扱いでございます。

3、その他の協定項目といたしましては、11番、財産の取扱い、12番、特別職の職員の身分の取扱い、13番、条例、規則等の取扱い、14番、事務組織及び機構の取扱い、15番、一部事務組合等の取扱い、16番、使用料、手数料等の取扱い、17番、公共的団体等の取扱い、18番、補助金、交付金等の取扱い、19番、字名の取扱い、20番、慣行の取扱い、21番、行政区（行政連絡機構）の取扱い、22番、各種事務事業の取扱いでございます。各種事務事業の取扱いにつきましては、さらに1号、人権政策事業から29号、コミュニティ事業の29事業を設定いたしました。

協議第5号につきましては、以上でございます。

次に、協議第6号 合併協定項目の協議方針についてご説明いたします。資料の32ページをごらんいただきたいと思います。協議第5号をご了解いただきますと、ここで設定いたしました50の協定項目に関して協議をお願いするわけでございますが、住民生活に深くかかわりのある合併協定項目について、住民生活に及ぼす影響を検討し、住民の理解を得ることができるようにするためにも、協議の方針を確認した上で協議、調整をしていただきたいと思いますということで提案するものでございます。

まず、基本的な考え方として、三つの項目に整理してございます。1点目として対等・平等の精神でございますが、都幾川村及び玉川村の立場を尊重し合い、お互いに対等・平等の立場で協議、調整

するということでございます。

2点目として活力あるまちづくりでございますが、地域が持つそれぞれの特色を発揮し合い、活力ある地域を目指し協議、調整するというものでございます。

3点目として行政サービスの統一でございますが、原則として合併前の2村の行政サービスのうち高水準にある制度を基準に統一をするが、地域の特色などから統一化が難しい課題に関しては、住民生活に急激な変化をもたらさないよう協議、調整するというところでございます。

次に、調整の方針でございますが、五つの基本原則がございます。1点目として一体性確保の原則、2点目として住民福祉向上の原則、3点目として負担公平の原則、4点目として健全な財政運営の原則、5点目として行政改革推進の原則でございます。

協議第6号につきましては、以上でございます。

○会長

それでは、ただいま説明がありました協議第5号及び協議第6号につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

協議第5号及び協議第6号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

協議第5号及び協議第6号につきましては、原案のとおり決定されました。

次に、協議第7号 協定項目1 合併の方式についてご協議をお願いいたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局長

それでは、協議第7号 協定項目1 合併の方式についてご説明いたします。資料の34ページから35ページをごらんいただきたいと思います。

合併の方式につきましては、新設合併と編入合併がございますが、新設合併と編入合併ではどのようなになっているのか、幾つかの項目につきまして、その相違点をまとめたものでございます。新設合

併と編入合併のいずれかの選択をすることとなるわけですが、33ページにございますとおり、都幾川村及び玉川村を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併を選択しようとするものでございます。

協議第7号につきましては、以上でございます。

○会長

ただいまの協議第7号につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。
ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

協議第7号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

協議第7号につきましては、原案のとおり決定されました。

次に、協議第8号 協定項目2 合併の期日について、事務局より説明をお願いします。

○事務局長

それでは、協議第8号 協定項目2 合併の期日についてご説明いたします。資料の37ページ、協定項目2 参考資料をごらんいただきたいと思います。

合併期日決定のポイントといたしましては、住民との意見交換や合意形成に要する期間、協議会の協議の進捗状況、議会議員の任期、合併時の事務処理・引継等の利便性等を総合的に勘案して判断し、期日を決めることが望ましいと一般に言われております。しかしながら、現実には財政的優遇措置のある市町村の合併の特例に関する法律の適用期限内の合併申請を前提に合併期日を決めている例が多いようでございます。本協議会といたしましても、県知事への合併申請は市町村の合併の特例に関する法律の適用を受ける平成17年3月末日までとし、合併の期日につきましては合併協議の進捗状況等を勘案し、今後協議、決定しようとするものでございます。

協議第8号につきましては、以上でございます。

○会長

ただいまの協議第 8 号につきまして説明ありました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

協議第 8 号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

協議第 8 号につきましては、原案のとおり決定されました。

続きまして、協議第 9 号 協定項目 5 新町建設計画策定方針について協議をいたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長

それでは、協議第 9 号 協定項目 5 新町建設計画策定方針についてご説明いたします。資料の 38 ページをごらんいただきたいと思います。

まず、計画の趣旨でございますが、合併後の 2 村の速やかな一体性の確立と住民福祉の向上を図るとともに、新町の均衡ある発展を目指すものでございます。

次に、計画の内容についてでございますが、合併特例法において盛り込むこととされておりますから までの 4 項目について規定しております。

次に、計画の期間についてでございますが、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 10 力年度としております。計画の期間につきましては、特に法律に定めがあるわけではございませんが、平成 7 年に市町村建設計画の内容については 5 から 10 年を期間とするとの自治事務次官通知が出ております。ですから、5 年でも差し支えないわけでございますが、合併特例債の発行や普通交付税の算定の特例、いわゆる合併算定替が合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 10 力年度とされておりますことから、新町建設計画の計画期間もこれに合わせたものでございます。

次に、住民意向の反映についてでございますが、既に実施した住民アンケートでの意見あるいは協議会だより、ホームページなどの広報広聴事業によりまして、住民の皆様の声を計画の中に反映できるよう努めてまいりたいと考えております。

最後に、計画策定の基本的な考え方についてでございますが、7 項目にわたり示してございます。

なお、資料の40ページから43ページにかけて新町建設計画の作成手順等についてまとめてございますので、後ほどごらんいただければと存じます。

協議第9号につきましては、以上でございます。

○会長

それでは、協議第9号につきまして今説明ありました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

協議第9号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

協議第9号につきましては、原案のとおり決定されました。

次に、協議第10号 第2回都幾川村・玉川村合併協議会の開催について、事務局より説明をお願いします。

○事務局長

それでは、協議第10号 第2回都幾川村・玉川村合併協議会の開催日についてでございますが、11月24日水曜日を予定しております。内容につきましては、本日ご協議いただいていない協定項目のうち事務レベルでの調整が整った項目につきましてご協議いただきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○会長

ただいま説明がありました協議第10号につきまして、何か皆さんご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

協議第10号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

協議第10号につきましては、原案のとおり決定されました。大変ありがとうございました。

なお、第3回以降の協議会の開催日につきましては、できるだけ速やかに委員の皆様にお知らせしたいと考えておりますので、ご了承いただきたいと思います。

また、今後の会議開催に当たりましては、委員の皆さん大変お忙しい中とは存じますが、全員の皆様の出席を賜りますようご協力をお願いいたします。

以上をもちまして本日予定の議事はすべて終了いたしました。皆様のご協力に感謝を申し上げますとともに、今後の合併協議につきまして格段のご協力を賜りますようお願い申し上げまして、議長の任を解かせていただきます。大変ありがとうございました。

○司会

ありがとうございました。

次に、次第のその他でございますが、事務局から2点ほどご報告、お願いがございます。

1点目は、机の上に都幾川村、玉川村の2村合併に関するアンケート（中間報告）という資料を配付させていただいておりますが、先月10月18日月曜日から都幾川村、玉川村の全戸を対象にこのアンケート調査を実施しておりまして、昨日11月11日現在で集計したものでございます。都幾川村では回収率40.9%、「2村が合併協議を進めることをどう考えますか」との設問に対し、「賛成」、「どちらかといえば賛成」との回答は合わせて844件、全体の81.7%。これに對しまして「反対」、「どちらかといえば反対」との回答は合わせて70件、全体の6.8%でございます。

一方、玉川村では回収率38.7%、「賛成」、「どちらかといえば賛成」との回答は合わせて455件、全体の65.7%。これに對しまして「反対」、「どちらかといえば反対」との回答は合わせて125件、全体の18.0%でございます。

都幾川村、玉川村を合わせた数字では回収率40.0%、「賛成」、「どちらかといえば賛成」との回答は全体の75.3%。これに對しまして「反対」、「どちらかといえば反対」との回答は全体の11.3%にとどまっております。集計は本日11月12日到着分で締め切らせていただく予定でございますが、日々の集計でも合併協議を進めることについて前向きな回答が多数を占めているようでございます。

なお、次回第2回の協議会におきまして、最終結果並びに合併協議を進めることについての賛成、

反対の主な理由あるいは今後充実すべき分野等についてご報告できるよう事務を進めております。

その他の２点目でございますが、２号委員及び埼玉県職員から選任された委員を除く４号委員の皆様には、机の上に報酬等の支払いに伴うお願いについてという文書と振込依頼書、こちらを配付させていただいております。恐れ入りますが、報酬等の支払いにつきましては口座振替という形でお願いしたいと考えておりまして、振込依頼書に必要事項を記入の上、次回協議会にご持参いただきますようよろしくお願いいたしますと思います。

その他について、事務局からは以上でございますが、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○司会

ありがとうございました。委員の皆様には長時間にわたりましてお疲れさまでございました。

第２回の協議会につきましては、１１月２４日水曜日、午後２時から、場所は都幾川村役場を予定しております。詳細につきましては、後日ご案内をさせていただきます。

また、会議をより円滑に進めるということで、委員の皆様にはあらかじめ資料を送付させていただきますので、まことに恐縮ですが、事前に内容をご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして第１回都幾川村・玉川村合併協議会を閉会とさせていただきます。

皆様方にはご協力いただきありがとうございました。